

復刻版

みんなの経営ミニ

2026.4.30

雇用関係助成金の主要な改正ポイント

新年度となり、様々な助成金で改正が行われました

I. キャリアアップ助成金

令和8年4月8日より、「正社員化コース」に正規雇用労働者への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイトまた職場情報総合サイト（しよくばらば）に公表した場合の加算が新設されました。（金額：20万円）

なお、こちらは1事業所1回のみでの加算となります。

II. 特定求職者雇用開発助成金

就職困難者をハローワーク等の紹介により雇入れた場合に支給される「特定求職者雇用開発助成金」ですが、令和8年5月1日以降に紹介された場合から、対象者の要件に「雇入れ時の年齢が60歳以上の者である場合は、紹介日において、ハローワーク等で就労に向けた個別支援を受けていること」が追加されました。

III. 65歳超雇用推進助成金

65歳超継続雇用促進コース（65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止等の措置を実施した事業主に対して、実施した措置等に応じて一定額を助成するコース）にて、支給額の増加および1事業主1回限りの支給としていた取扱いの廃止といった拡大が行われました。

60歳以上 被保険者数	定年の引上げ				定年の廃止
	65歳	66~69歳		70歳以上	
		5歳未満の 引上げ	5歳以上の 引上げ		
1~3人	15万円	25万円	40万円	45万円	60万円
4~6人	20万円	32万円	65万円	70万円	120万円
7~9人	25万円	39万円	110万円	115万円	180万円
10人以上	30万円	46万円	135万円	140万円	240万円

※各助成金には記載した以外にも様々な要件がございますので、詳細は担当者までご確認ください。



かわべのこぼれ話

助成金の改正について

助成金は毎年4月の年度替わりに合わせて多くの改正が行われますが、今年は予算の成立が遅れたため4月8日に改正内容が発表となりました。

近年の最低賃金の急激な上昇に関連する改正はあまり見られず、今後出てくるのか北海道の奨励金のように自治体単位で出てくるかもしれません。

自治体の行う補助金は予算の関係で突然終了することもありますので、活用する場合はご注意ください。

今後も助成金の改正や新たな補助金が出てきましたらご案内させていただきますのでよろしくお願いたします。



北海道で人材確保に関する奨励金が発表されました

北海道で対象労働者を採用した場合、本人と会社へ 10 万円ずつ支給されます。

道内事業所の人手不足を解消するため、北海道で新たな奨励金制度ができました。

この奨励金では、求職者が道内事業所の人手不足が深刻な職種に就職し、一定期間以上勤務した場合に就労者および事業者の双方に支給されるものです。

詳細については「[北海道人材確保支援事業](#)」の特設サイトでご確認下さい。

① 支給額

就労者：10 万円（離職期間 1 年以上は+10 万円）

事業者：10 万円（事業者への支給は 1 回限り）

② 支給要件

- ・離職期間が 1 カ月以上あり、対象職種に就労し、4/16～8/15 までに労働時間が週 20 時間以上かつ 31 日以上の上職実績がある方（就労者）
- ・道内に本店もしくは主たる事務所があり、2/20 以降に対象職種の新規求人を行い、対象労働者を直接雇用し、労働法令を遵守している事業者。

③ 対象職種

建設業、営業、福祉・介護、保育、飲食物調理等



札幌も雪が解け、暖かくなってきました。

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通 7 丁目 1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

臨時の昇給、決算後の役員報酬など、給与改定がありましたら社会保険料の変更手続きが必要となる場合がございますので、是非弊社までご連絡をお願いいたします。

